

身体障害者等用除外標章交付対象者

対象となる方は、都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方です。

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1 級から 3 級までの各級又は 4 級の 1	
	聴 覚 障 害	2 級又は 3 級	
	平 衡 機 能 障 害	3 級	
	肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2
		下 肢 機 能 障 害	1 級から 4 級までの各級
		体 幹 機 能 障 害	1 級から 3 級までの各級
		運 動 機 能 障 害	上肢機能
	移動機能		1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害		1 級又は 3 級
	免 疫 機 能 障 害		1 級から 3 級までの各級
	肝 臓 機 能 障 害		1 級から 3 級までの各級
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方）			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害 肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛 の 手 帳 （東京都療育手帳）	1 度又は 2 度 （3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1 級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性疾患児手帳	（色素性乾皮症の認定を受けている方）		

※ 肢体不自由の欄の上肢機能障害「1 級、2 級の 1 又は 2 級の 2」に該当する方とは、**両上肢に著しい障害がある方**です。